



相談も説明も連絡も報告も一切なく 12地本と本部の合意もなし

東京FAXニュースNo.163号によると、本部に相談も説明も連絡も報告もなく2019年12月26日に損害賠償請求訴訟が行われたようです。また、No.164号には「本来は本部が労働委員会に救済申し立てをすべきだが、やむを得ず個人訴訟に決意した！」と書かれています。

中央本部は東京地方本部から不当労働行為の救済申立の要請を受け、議論をしている最中です。その議論経過をお伝えします。

11月29日、東京地本から、申1号交渉を行ったが不当労働行為について会社は「回答しない」という回答であり、不当労働行為救済申立しかないと相談がきました。その後、中央本部は、不当労働行為救済申立について東京地本と話し合うために、申1号交渉の議事録を提出することを求めたところ...

「**議事録はない**」との返事でした。

12月17日、第2回組織部長会議でも、東京地本からの不当労働行為救済申立の要請について議論をしました。

本部：議事録はあるのか？

ない

本部：みなさん。それで納得できますか？

他地本：納得できない

本部：議事録を早急に作成してください。それについて具体的に本部と地本で議論していきたい。

東京地本

その後、相談も説明も連絡も報告もなく、、、

12月26日、不当労働行為根絶に向けて損害賠償請求訴訟
東京FAXニュースNo.165

「**本来は本部が救済申立すべきだ！**

本部が情けないから個人訴訟でたたかうのだ。」

「たたかいを放棄する中央本部に怒り」

騙し打ちじゃん!!



組合員の信頼回復のために真実を明らかにします！